

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

平成31年4月11日（木） 12時30分から13時30分

2 場 所

埼玉県本庁舎 3階総務部会議室

3 出席委員

委員長	仲里	建良
委員	廣澤	信作
委員	町田	明美
委員	丸山	幸子
委員	千葉	秀樹

4 議事の要領

<事案1>

○委員

- ・ 肉離れについては3類型ある。Ⅰ型は、出血所見のみが認められ、断裂がないものである。腱・筋膜に損傷がなく、筋肉内または筋間の出血を伴い、2週間程度の治療を要する。
- ・ Ⅱ型は、筋腱移行部の損傷が認められるが、完全断裂・付着部の裂離は認められないものである。筋肉の一部が切れているものなので、6週間程度の療養を要する。
- ・ Ⅲ型は、筋腱の短縮を伴う腱の完全断裂又は付着部の裂離が認められるものであり、筋肉が断裂しているので、数ヶ月の治療が必要となる。
- ・ 受傷後、ストレッチにより部位を伸ばした際に痛みがあるかどうかで、判断することとなる。
- ・ なお、Ⅰ型は、出血だけなので痛みがない。Ⅱ型は、筋肉が切れているので、痛みを伴う。Ⅲ型は、腱が完全に切れているので手術が必要となる。Ⅱ型以上のものは完全に運動ができるまで期間を要することになる。
- ・ 今回、被災職員はMRI画像を撮っていないが、接骨院の所見書によれば、問診にて右下腿の圧痛有りとされ、加重痛があるとされている。ま

た、伸展テストにおいて、痛みがあるとされていることから、ストレッチ痛があるということになるので、Ⅱ型以上の負傷であると言える。しかし、完全な断裂ではないのであろう。

- ・ また、腫瘍があり、これは出血の塊であると考えられることから、出血も認められる。
- ・ 被災職員の通院履歴が3か月あるとされているが、通院履歴はどうなっているのか。

○事務局

- ・ 11月30日まで業務を行いながら通院していたとされています。

○委員

- ・ 3か月は長いとは思いますが、Ⅱ型の一部断裂があったと思われる。通院中の治療はどのようなものか。

○事務局

- ・ 冷罨法、温罨法、電療法などを行っていたとされています。

○委員

- ・ 通院は、最初の1か月で20日間、次の1か月で約10日間であり、長いこと通っている印象であるが、傷病そのものは認められると考える。

○委員

- ・ 公務起因性については認められるだろうということだと思う。
- ・ 療養が長いところはあると考えられるものの、公務上の災害に該当すると考えられるが、いかがか。

○各委員

(意見なし)

○委員

- ・ 本事案については、公務上の災害と認められる旨の意見として決定することに異議はないか。

○各委員

(全員同意)

○委員

- ・ それでは、事案1については、公務上の災害として認められる旨の意見として決定する。

<事案2>

○委員

- ・ 腰部脊柱管狭窄症の症状は、長い距離を歩くことができなくなるといったものであり、間欠跛行が認められるものである。また、下肢の痛み、しびれがあり、最初は足の外側がしびれてきて、段々としびれが上がってくるというのが一般的である。
- ・ 原因と病態は、加齢や労働あるいは背骨の病気によって変形した椎間板と、背骨や椎間関節から突出した骨などにより、神経が圧迫されるものである。椎間板とは、腰椎と腰椎の間にあつてクッションの役割をしているものである。
- ・ 腰椎すべり症というのは、腰の骨がずれている状態であるが、腰の骨がずれると、椎間板がつぶれてしまい、結果として神経が圧迫されて血流障害が起き、腰部脊柱管狭窄症を引き起こす原因の一つとなる。
- ・ なお、腰椎すべり症は、外傷でずれることはなく、長い時間をかけてずれるものである。
- ・ 本人の腰のレントゲン画像によれば、第2腰椎がずれていることが分かり、加齢性による骨棘が見られ、すべり症もあったと言える。また、腰椎の後ろに神経が走っているが、ずれた腰椎が神経を圧迫することによって腰部脊柱管狭窄症を引き起こしていると言える。
- ・ 災害状況については、最後の階段を1段踏み外しただけということである。
- ・ 本人のレントゲン画像によれば、腰椎の骨折も認められず、圧迫骨折によって椎体がつぶれているといった状態も認められない。
- ・ 脊柱管狭窄症と診断されているが、階段を1段滑っただけで発症するとはまず考えにくい。

○委員

- ・ 委員の見解と主治医の所見を踏まえると、災害発生前から本件傷病を発症していたと考えられる部分もあったのではないかと思う。
- ・ 公務遂行性はともかく、公務起因性は否定せざるを得ない事案かと考えられるが、いかがか。

○各委員

(意見なし)

○委員

- ・ 本事案については、公務外の災害と認められる旨の意見として決定することに異議はないか。

○各委員

(全員同意)

○委員

- ・ それでは、事案2については、公務外の災害として認められる旨の意見として決定する。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	意見
事案1	公務上の災害と認められる。
事案2	公務外の災害と認められる。